**柏市ねたきり高齢者等送迎費助成事業案内**

**１　事業内容**

　寝たきりの高齢者でストレッチャーを利用しなければ移動できないかたに対し，ストレッチャーを使用して自宅から医療機関（又は医療機関から自宅）への送迎を利用した際，その料金の一部（片道あたり４，０００円を上限とした金額）を柏市が助成します。

**２　助成対象となる送迎費用**

　ストレッチャーを利用して自宅から医療機関への受診，入院又は退院の際に利用した運賃及びストレッチャー利用料金に限ります。

　《参考》助成対象外となる例

　　・病院から他の病院への移動に用いた場合

　　・ストレッチャーを利用しなかった場合

　　・リクライニング式車椅子により送迎した場合

　　・本来，救急対応が必要であるような緊急時に使用した場合

　　・送迎に係る介助の費用

**３　事業者指定基準**

下記の条件を全て満たす事業者とします。

(1) 柏市又は柏市に隣接する市の区域を営業区域としていること。

(2) 障害福祉課が行う柏市福祉タクシー事業協定事業者であること。

(3) ストレッチャー保有業者及びストレッチャー対応車両保有事業者であること。

(4) 居宅の寝台から当該寝台に戻るまでの間に係る損害賠償保険に加入していること。

(5) 営業を開始して６か月以上経過しており，送迎を行っている実績があること。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものが代表者又は代表者に準じる地位に就任し，又は実質的経営に関与している法人などでないこと。

**４　指定申請**

電子申請フォームに必要事項の記載及び必要書類の添付を行うことにより申請してください。申請区分による必要添付書類は以下のとおりです。

　なお，「市様式」としているものは市オフィシャルウェブサイト上に掲載しておりますので，ダウンロードしてご利用ください。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 添付書類 | 様式 | 新規 | 変更 | 更新 |
| 1 | 柏市債権者登録申出書 | 市様式 | ○ | △ | - |
| 2 | 誓約書 | 市様式 | ○ | - | ○ |
| 3 | 車両確認書 | 市様式 | ○ | △ | ○ |
| 4 | 賠償責任保険証の写し | 証の写し | ○ | - | ○ |
| 5 | 運送事業許可証の写し | 証の写し | ○ | - | - |
| 6 | 認可証の写し | 証の写し | ○ | △ | - |
| 7 | 下記いずれかの写し  　・登記簿謄本  　・登記事項証明書  　・身分証明書（個人事業主のみ） | 証の写し | ○ | - | - |

※上表「△」は，内容に応じて必要となります。

　・債権者登録申出書…事業所名，所在地，代表者名，口座に変更がある場合に提出してください。

　・認可証の写し　　…運賃等に変更がある場合に提出してください。

　・車両確認書　　　…使用する車両を変更する場合に提出してください。

**５　利用の流れ**

(1) 市が申請のあった利用者に対し，決定通知とともに指定事業者の一覧と利用券を送付します。

(2) 利用者は，指定事業者一覧から事業者を選び，助成対象者である旨を告げた上で電話予約を行います。

(3) 事業者は，送迎費助成要件を確認した上で，申請時に登録した車両を用いて送迎を行います。

　※要件に該当しない場合は，トラブル回避のため，必ず利用前に全額自己負担となる旨を利用に伝えてください。

(4) 送迎完了時，事業者は利用者から利用券及び残りの運賃を受領します。

　※利用券は１枚当たり１，０００円とし，片道当たり４枚を上限として利用可能です。助成額を超えた金額及び１，０００円未満の金額については，自己負担額として本人又は家族から支払いを受けてください。また，往復利用の場合は片道ごとに精算してください。

　※障害福祉課が助成する福祉タクシー券は併用できません。

(5) 指定事業者は，利用者より回収した利用券，実績報告書および請求書を市へ提出（郵送可）し，助成金を請求します。

(6) 市は後日，指定口座へ助成金を振り込みます。

**６　請求時の注意事項**

　(1) 利用者から回収した利用券へ，事業者名や利用日など必要事項が漏れなく記載されていること。

　(2) 実績報告書に記載の利用日，利用料金及び利用券枚数等に誤りがないこと。

　(3) 請求書に記載の請求金額に誤りがないこと。

　(4) 請求書一式（利用券，実績報告書及び請求書）は必ず利用月の翌月１０日までに１カ月分まとめて提出すること。

**７　その他留意点**

　(1) 監督官庁の指導を遵守し，運行管理を徹底するとともに事故の防止に万全を期すること。

　(2) 何らかの事故が発生した場合は，適切な処置を行うとともに速やかに市へ報告すること。

　(3) 営業停止等の行政処分を受けた際は，速やかに市及び利用者へ報告すること。

　(4) 業務上知り得た秘密や個人情報を業務の目的以外に使用，又は外部に漏らさない等，情報を適切に管理すること。

　(5) 利用者の異常を発見した場合は，救急搬送の要請等，速やかに必要な措置を取るとともに，市へ報告すること。

　(6) 利用料金は適切に設定すること。特に，本事業の助成対象者とそれ以外の者との間で価格に差異を設けてはならない。

　(7) 利用者に関する記録及び利用者から受領した利用券について，利用が完結した日から２年間保存すること。

**８　問い合わせ先**

　　柏市高齢者支援課　介護サービス担当

　　〒２７７－８５０５　柏市柏五丁目１０番１号

　　電話０４－７１６７－１１３５（直通）